

報告第14号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年10月30日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 南風原町字兼城
- 3 概要 自立支援医療費（更生医療）の給付において、事務処理の瑕疵により自立支援医療費（更生医療）の受給認定を受けることが出来ず、本来自立支援医療費で給付すべき額32,900円が本人負担となった。
- 4 損害賠償額 32,900円